

資料編

1. 環境基本計画に沿った環境施策進捗状況
2. 用語の解説
3. ダイオキシン類について

ページ

1
1 2
1 5

1. 環境基本計画に沿った環境施策進捗状況

1. 長期目標「みんなで環境について学び考えるまち」の実現に向けて

①環境学習を通しての環境意識の向上

具体的目標	個別施策	達成状況	所管課	具体的説明
1. 学校を拠点とした環境教育・環境学習の推進	学校における環境教育・環境学習のための教材や情報を収集・提供し、環境をテーマにした総合学習の時間への支援を図る。	○	環境交通課	中学生を対象に環境出前講座を年1回実施した。
		○	学校教育課	全小学校で5年生を対象に水俣に学ぶ肥後っ子教室を実施した。
	小学校から中学校への段階を考えた環境教育の体制づくりを推進する。	○	学校教育課	各学校で学校版ISOへの取組として環境教育を努力目標に掲げ推進した。
	学校と地域（市民、事業者及び民間団体）が一体となり、児童・生徒による自然・文化等の体験的活動（「緑の少年団」等学社連携、学社融合）が進められる環境づくりを推進する。	○	学校教育課	全小学校で5年生を対象に水俣に学ぶ肥後っ子教室を実施した。
		○	文化課	歴史や文化財に関する講話を実施した。例年、小学3・4年生の総合的な学習の時間に講師依頼を受けることが多いが、新型コロナウイルス感染症の影響のためか、依頼が以前より減っている。依頼があったものは、全て引き受けている。
2. 家庭、地域社会、職場における環境教育・環境学習の推進	地域社会における自然・文化等の体験的活動（「こどもエコクラブ」を始めとした自然・文化等の体験の場）を推進する。	○	環境交通課	こどもエコクラブに3団体（3クラブ）登録した。
	地域社会や職場に、環境保全に関する出張講師を派遣する。	○	環境交通課	婦人会に対し環境学習を1回実施した。
		○	中央公民館	環境学習講座（エコフラワー教室等）を行った。
3. 環境情報の公開と共有	環境監視データ等の環境情報の公開を推進する。	○	環境交通課	年次報告書に記載し、ホームページや情報公開コーナーにて公開した。

②環境配慮行動の推進

具体的目標	個別施策	達成状況	所管課	具体的説明
4. 家庭、地域社会、職場における環境保全活動の推進	「エコライフ計画」及びSDGsに関する市民への普及・啓発を図る。	○	環境交通課	宇土市民及び転入者にエコライフ計画を配布した。
	環境保全協定の締結及び充実を推進し、事業者により一層の環境保全への取り組みを促す。	○	環境交通課	進出企業等があれば業種を精査し、環境保全協定の締結を促している。締結企業からは、毎年順守報告を受けている。
		○	企画課	工場増設の相談が多く、緑地を適正に確保するよう指導を行った。
	地域全体が積極的にボランティア活動を実践できるように、ボランティア活動への支援を促進する。	○	環境交通課	くまもとみんなの川と海づくりデー実施及び船場川クリーン作戦への参加。ボランティアゴミ袋の支給を行った。

5. 市における率 先的な環境保全活 動の展開	市職員が自ら環境保全活動を実践できるように、市職員に対する研修会の開催及び参加を促進する。	○	総務課	新規採用職員に対する研修を実施した。
	環境マネジメントシステム (EMS)により環境基本計画の運用を行う。	○	環境交通課	H19年度から年次報告書を作成・公表し、運用している。
6. 組織づくり	市、市民、事業者及び民間団体が協働して参画できる環境保全のための話し合いの場を設け、環境保全への取り組みを推進する。	×	環境交通課	環境推進連絡会議未開催
	環境保全活動を効果的に行うために、地域組織（婦人会や子ども会等）のネットワークを形成するための環境整備を図る。	○	環境交通課	婦人会員に「地球温暖化防止活動推進員」になってもらい、環境保全の推進を図った。
		○	中央公民館	婦人会によるホウ酸団子作りを行った。

2. 長期目標「みんなで育む安心なくらしと豊かな文化と水のまち」の実現に向けて

③豊かな湧水の保全と適正利用

具体的目標	個別施策	達成状況	所管課	具体的説明
7. 地下水の水質汚濁の防止	有害物質の使用に対する監督・指導の徹底を図る。	○	環境交通課	年1回地下水調査を実施した。
	地下水の定期的な水質調査・監視体制の充実を図り、汚濁の危険性が判明した場合には、汚濁原因の解明や適切な保全対策を実施する。	○	環境交通課	県計画に基づき県調査・市調査を併せて実施している。
	下水道事業の拡充整備の推進とともに、生活排水処理に対する市民の意識啓発を図る。	○	環境交通課	下水道区域外の浄化槽設置に対し37件補助金を交付し、生活排水処理対策を推進している。
8. 地下水量の回復	公共事業の実施にあたっては、透水性舗装や透水性樹の設置等の雨水の地下浸透機能に配慮する。	—	都市整備課	令和3年度は対象となる事業なし。
	森林の水源かん養機能の向上・維持のために、広葉樹林の育成や針葉樹林の下草刈り等の手入れを推進する。	○	農林水産課	宇土市林業振興事業補助金を交付し、森林の育成を図り水源かん養機能の向上・維持を推進している。
	雨水利用や中水利用、工場における回収水利用を推進する。	○	環境交通課	平成24年度から雨水タンク設置補助制度を開始するほか、地下水を利用する工場等には、許可申請時に回収水利用等をすすめている。
	地下水かん養の推進のため、住宅用雨水浸透樹の設置を推進する。	○	環境交通課	平成24年度から雨水浸透樹設置補助制度を開始している。
9. 轟水源の保全と活用	轟水源の水源かん養域を対象に、水源かん養林として広葉樹林の育成や樹林地の安易な伐採の抑制を図る。	○	農林水産課	宇土市森林整備計画において、公益的区域に設定し安易な伐採を防いでいる。
	轟水源周辺の遊歩道の整備の推進や轟水源に関する案内・説明板の設置を図り、轟水源及び地下水に関する市民及び事業者への意識の啓発を図る。	○	商工観光課	轟水源に隣接する紫陽花園の案内看板の設置を行った。
10. 水資源の安全的確保	水道施設の給水区域の拡充整備を推進するとともに、安心して使用できる水資源の継続的な確保を図る。	○	上下水道課	水質管理は、水道法に基づく維持管理を行い、水資源の確保は上天草宇城水道企業団から安定供給を受けている。
11. 周辺市町村との連携	くまもと地下水財団において地下水保全の取り組みを促進するとともに、その他必要に応じて、地下水保全のために周辺市町村との連携を図る。	○	環境交通課	くまもと地下水財団の一員として地下水保全の推進を行っている。
	熊本地域地下水総合保全管理計画に基づき地下水盆を共有する県と14市町村と連携して地下水保全を推進する。	○	環境交通課	くまもと地下水財団の一員として地下水保全の推進を行っている。

1 2. 地下水利用意識の啓発	住民参加型の水源かん養林の造成事業を推進し、地下水に関する市民への意識の啓発を図る。	○	環境交通課	広報うとによる啓発を行った。
		○	農林水産課	ホームページによる啓発を行った。
	市民及び事業者に対して、地下水保全のための具体的な方法について、パンフレットの作成や「広報うと」への掲載により普及・啓発を図る。	○	環境交通課	広報うとによる啓発を行った。
1 3. 2, 4, 5-T系除草剤対策	国に対して本市に埋設されている2, 4, 5-T系除草剤の早急な撤去を要望する。 撤去までの期間について、定期的な土壌・水質検査を要望する。	○	環境交通課	国に撤去を要望し、定期的に九州森林管理局と現地確認を行った。

④有明海の水質保全

具体的目標	個別施策	達成状況	所管課	具体的説明
1 4. 生活排水対策	公共下水道終末処理場の拡充整備と合わせて、地域の実情に応じた漁業集落排水事業及び合併処理浄化槽の設置を推進する。 公共下水道及び漁業集落排水事業への加入・接続、又は処理方式を推進する合併処理浄化槽の設置に関する市民意識の啓発を図る。	○	環境交通課	合併浄化槽設置者（個人用住宅）に対し、補助を行っている。また、平成26年度からは、汲み取りや単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する場合補充を拡大している。この他、年1回広報うとによる啓発等を行い、生活排水対策の推進を行っている。
		○	農林水産課	啓発用のチラシを作成し、生活排水対策の推進を行った。
		○	上下水道課	広報うとによる啓発等を行い、生活排水対策の推進を行っている。
	石けん・洗剤の適量使用や廃食用油の適正処理等、生活排水処理に対する市民意識の啓発を図る。	○	環境交通課	廃食用油のリサイクルを実施し、令和3年度は3,542ℓの廃食用油を回収した。
	EM菌に関する情報の収集、調査・研究を推進するとともに、EM菌に関する情報を提供する。	○	環境交通課	エコライフ計画において情報を提供している。また、宇土ライオンズクラブが実施するEM菌普及活動を支援するため、EM原液を支給している。
1 5. 水質の監視・汚濁の防止	熊本県との連携も含めて、市全域の河川及び海域の水質の状況を把握できるように、定期的な水質調査及び監視体制の充実を図る。	○	環境交通課	県計画に基づき、国・県が調査を実施し、市独自に市内主要河川の水質調査を実施した。
	水質の汚濁に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導の徹底を図る。	○	環境交通課	年1回主要事業者からの排水の水質調査を実施した。
	熊本県の研究機関等と協力して、のり養殖に用いられる酸処理の現状把握を推進し、必要に応じて適切な対策を検討する。	○	農林水産課	漁協独自に適正な酸処理を実施、構築した。
1 6. 公共工事における水質浄化への配慮	河川改修工事にあたっては、河川の自然水質浄化能力に関係の深い水辺植物の生育や底生生物の生息及び底質に配慮する。	○	土木課	河川改修事業等で環境保全型ブロックを採用した。

⑤安全で快適な生活環境の保全

具体的目標	個別施策	達成状況	所管課	具体的説明
17. 化学物質対策	シックハウス症候群や環境ホルモン等有害な化学物質についての情報を収集し、提供する。	○	環境交通課	国・県等からの情報を関係各課へ提供した。
		○	学校教育課	国・県等からの情報を関係各課へ提供した。
	公共施設の新設に際しては、シックハウス症候群や環境ホルモンによる影響に配慮する。	—	都市整備課	令和3年度は新設物件なし。
		—	学校教育課	令和3年度は新設物件なし。
	「学校環境衛生の基準」に基づき、小中学校におけるシックハウス症候群についての調査等を計画的に実施する。	○	学校教育課	教室内空気環境測定を毎年1回実施している。
	農薬及び化学肥料の種類及び量についての適正使用を推進するとともに、特に広範囲・大量に使用する事業者に対しては、周辺住民への事前周知に努める等の配慮を図るように助言・指導する。農薬及び化学肥料の使用量の把握に努める。	×	農林水産課	農薬及び化学肥料の使用量の把握ができなかった。
熊本市の水銀対策に向けた取り組みに協力し、代替製品等への転換促進への周知や水銀含有製品の回収に努める。	○	環境交通課	水銀含有製品の回収を行っている。	
18. 震災からの復興	熊本地震による被災家屋解体後の空き地の適正な管理を推進する。	○	環境交通課	定期的にパトロールを行った。 また、住民から連絡があった際は、所有者へ土地の適正管理について説明を行った。
19. 大気汚染物質の固定発生源対策	大気汚染に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導の徹底を図る。	○	環境交通課	熊本県と連携して行っている。
20. 自動車交通対策	自動車交通の沿道への影響を低減するために、歩道及び緑地帯の整備の推進や、適切な用途地域指定等による道路沿いに適した土地利用の誘導を図る。	○	都市整備課	指定した用途により、土地利用の制限、誘導を行っている。
	エコドライブを積極的に展開し、市民及び事業者への普及・啓発を図る。	○	環境交通課	EMSにより、公用車等のアイドリリングストップの啓発を図っている。市民にはエコライフ計画にて啓発しているが、事業所への普及については未実施。
		○	財政課	毎月、燃料単価を全庁メールで周知する際、公用車等のエコドライブについても啓発を図っている。
	「ノーカーデー」や「2km以内のマイカー通勤の自粛」を積極的に実践する。	○	環境交通課	毎週水曜日をノーカーデーに設定し、職員に啓発を行っている。
	公用車の買い換え時期に合わせて、環境への負荷が少ないエコカー（低公害車、低排出ガス車、低燃費車等）に随時移行する。	○	財政課	グリーン購入指針に基づき、原則として買い替え時にはエコカーを購入している。
21. 野焼対策	野焼き防止に関する市民及び事業者への意識の啓発を図る。	○	環境交通課	広報紙・パトロール等で啓発した。
	野焼きの監視・指導の徹底を図る。	○	環境交通課	監視・指導のためパトロールを行った。

2 2. 悪臭の防止対策	悪臭に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導の徹底を図るとともに、悪臭防止設備の整備に対する助言・支援を図る。	○	環境交通課	通報等を受けて、事業所に対策を促している。
2 3. 騒音及び振動の防止対策	騒音及び振動に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導の徹底を図る。	○	環境交通課	騒音及び振動に関する各種届出の相談や提出があった際には指導を行っている。
	道路交通騒音の現況把握及び監視のために、継続的な道路交通騒音の調査体制の整備を図る。	○	環境交通課	定期的に道路交通騒音の測定を行っている。
2 4. 地盤沈下の未然防止対策	国や熊本県との連携を図り、継続的な地下水位及び地盤沈下の調査・監視を推進し、地盤沈下の未然防止を図る。	○	環境交通課	県や他市町と連携し策定した熊本地下水総合保全管理計画を基に節水やかん養行い、地下水位の保全を保ち地盤沈下を未然に防止している。
	「豊かな湧水の保全」を基本方針とした「地下水量の回復」及び「地下水利用意識の啓発」のための市の役割を促進する	○	環境交通課	大口の地下水採取者から地下水採取量報告書の提出を受け付けており、広報うとで啓発している。
2 5. 公害防止体制の整備	環境保全協定を既に締結している事業所に対しては必要な見直しを実施して効果的な運用を図る。また、環境保全協定を締結していない事業所に対しては、環境負荷の程度に応じた環境保全協定の締結を促進する。	○	環境交通課	毎年、遵守状況報告書により協定の遵守状況を確認している。
	関係機関との連携を図り、公害苦情の適切で迅速な処理及び解決を図る。	○	環境交通課	32件の公害苦情の処理を行った。

⑥交通・公共施設のバリアフリーと都市景観の保全

具体的目標	個別施策	達成状況	所管課	具体的説明
2 6. 安全性（交通基盤）の確保	交通安全施設に対する市民の要望の把握に努め、関係機関との協議により、市民からの要望の実現に努める	○	環境交通課	各行政区からの要望により実施している。
	高齢者、児童生徒、歩行者等の安全対策のため、歩道、横断歩道、ガードレール等の交通安全施設及びバリアフリーの整備を推進する	○	環境交通課	各行政区からの要望により整備している。
		○	土木課	交通安全及びバリアフリーに配慮した整備を実施。
		—	都市整備課	令和3年度は対象となる事業なし。
2 7. 公共交通の整備・充実	J R宇土駅へのアクセス道路の整備や駅周辺の駐車場・駐輪場の整備を推進する等、市民が利用しやすい効率的な公共交通の整備に努める。	○	企画課	コミュニティバス、ミニバスを整備している。また、交通空白地だった網田地区において、令和3年10月からデマンドバスの本格運行を開始した。
	公共交通（バス及びJ R）の積極的な利用に関する市民意識の啓発を図る。特にバス路線の維持のために、バス路線利用に関する市民意識の啓発を図る。	○	企画課	広報や市HPで定期的に啓発を行っている。
2 8. 人にやさしい公共施設の整備	公共施設の新規建築に際しては、バリアフリーに配慮した設計とする。	—	土木課	令和3年度は対象となる施設なし。
		—	都市整備課	令和3年度は新規建築なし。
		—	学校教育課	令和3年度は新規建築なし。
	民間企業における施設のバリアフリー化に対する補助金制度の普及を図る。	○	都市整備課	普及を行ったが、補助金制度の申請はなかった。

29. やすらぎと潤いを感じる都市景観の保全と創出	地域に合った良好な都市景観形成のための地区計画や緑化協定等の制定に向けて、市、市民及び事業者が連携を図っていくための環境づくりを進める。	×	都市整備課	マスタープランにおいて地区計画等の位置づけは行っているが、具体的な取組を行っていない。
	街路樹等の緑地保全に努め、調和のとれた建築物、屋外広告物、街路樹や花壇の整備等を進め、安らぎの感じられる都市景観形成を図る。特に、国道57号沿いでは、「熊本県景観条例」に基づく沿道景観の向上を推進する。	○	都市整備課	県と協力して屋外広告物のパトロールや街路樹の剪定及び花いっぱい運動（中央公園への花植え、市民への花苗配布）等を行い、沿道景観の向上を推進している。

⑦文化（自然・環境関連）遺産の保存と活用

具体的目標	個別施策	達成状況	所管課	具体的説明
30. 文化遺産の保存と活用	文化財を一般に公開して活用するための施設の整備を推進する。	○	文化課	熊本地震で被災した文化財施設もほぼ復旧が完了し、一般公開を再開しているが、新型コロナウイルス感染症の影響で来館者数はかなり伸び悩んでいる。令和3年度は大太鼓収蔵館の空調を整備した。
	文化財保存団体の育成及び後継者づくりを支援する。	○	文化課	引き続き文化財保存団体への補助を行った。
	文化遺産を自然公園や祭りと合わせた観光資源として整備を図る。	—	文化課	国指定重要有形民俗文化財「宇土の雨乞い大太鼓」を用いた宇土大太鼓フェスティバルが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、前年に引き続き中止となった。
		○	商工観光課	熊本県立大学生によるまち歩きツアーの中で船場橋及び周辺の武家屋敷の紹介を行った。
	周辺の自然環境の保全に配慮した文化遺産の資源整備を促進する。	○	文化課	景観に配慮した文化財解説サインを設置した。
31. 文化遺産の保存・継承のための意識高揚	文化団体の活動を支援するとともに、文化団体と協力して文化施設等の活用・イベントの開催を企画する。	○	中央公民館	講座において、文化に関する講話や史跡巡りといった活動を行った。
		○	文化課	新型コロナウイルス感染症のため、「宇土大太鼓フェスティバル」は中止、「宇土市芸術文化祭」と「地域伝統芸能祭」は観客数を制限して開催した。
	学校の総合学習の時間を利用して児童・生徒が文化遺産に親しむ機会の充実を図る。	○	学校教育課	網田の焼き物、鶴城の琴、踊りなどに親しむ機会の充実を図っている。
	文化施設や文化活動等に関する情報を「広報うと」に掲載する。	○	文化課	「広報うと」に市の歴史や文化財を紹介する「温故知新〜うと学だより〜」を連載している。
		○	生涯活動推進課	文化・芸術活動などの指導者を募る人材活用事業の利用者、登録者の募集や登録状況等を広報に掲載している。

3. 長期目標「みんなで育む豊かな自然が息づく山と川と海のまち」の実現に向けて

⑧豊かな自然環境と生物多様性の保全

具体的目標	個別施策	達成状況	所管課	具体的説明
32. すぐれた自然と生態系の保護	県立自然公園、鳥獣保護区、天然記念物・名勝等法令に基づく指定対象について、適正な保護・保全を図るための配慮・指導を推進する。	○	農林水産課	鳥獣保護区において適正な数値になるように計画し、イノシシなどの捕獲を行った。
	特定外来生物のクリハラリス（タイワンリス）の根絶及び封じ込めのため、関係機関で組織された協議会での検討事項を取り入れながら行政と地域と連携した取組を行う。	○	農林水産課	地域から情報提供を促し、クリハラリスを2匹捕獲した。
	野生鳥獣を保護するとともに、被害を及ぼす野生鳥獣は捕獲を図るなど適正な水準に減少させる取り組みを推進する。	○	農林水産課	猟友会へ依頼し、有害鳥獣であるイノシシを835頭捕獲した。
33. 有明海の干潟の保全と活用	景観的な視点、生物多様性の視点、水質の浄化機能、人と自然との触れ合いの視点等の多面的な視点に立った総合的な保全策を推進する。	○	環境交通課	河川水と工場排水の定期的な水質検査を行うことで監視体制の充実を図り、事業所等に対する指導等を行っている。
		○	農林水産課	干潟の耕うんと食害生物の除去を行った。
	干潟の生き物に配慮し、熊本県立自然公園条例等の各種関係法令に基づいた干潟の適切な保全と活用を推進する。	○	農林水産課	干潟の耕うんと食害生物の除去を行った。
	干潟等に堆積した泥土の浚渫及び耕耘を推進し、国に緑川上流ダムの有効利用（泥土・土砂の堆積・流出を考慮した計画的な水の放流等）の提言を図る。	○	農林水産課	平成22年から漁場耕耘を実施している。
	干潟の生き物調査を企画・実施し、干潟等の生き物に関する情報の提供を図り、干潟等の保全に関する意識の啓発を図る。	○	農林水産課	稚貝調査と干潟の生物調査を行い、結果を漁協に報告し干潟保全の啓発を行った。
	干潟の清掃活動に関する市民及び事業者への意識の啓発を図り、清掃活動への市民、事業者及び民間団体の参画を促す。	○	農林水産課	清掃活動を地域住民、事業者と協同して1回行った。
34. 身近な自然の保全と創出	熊本県への要請を含めて、多自然型護岸等によりホタルや魚等の生息に配慮した河川整備を推進する。	○	土木課	河川改修事業等で環境保全型ブロックを採用した。
	生き物に配慮した緑地の保全・創出を推進する。	○	都市整備課	市自然公園管理条例に基づき定期的な管理や巡回を行い、適正な保護・保全を行っている。
	無秩序な農地転用を抑制し、農地の適切な保全・活用を図る。	○	農林水産課	農地パトロールを実施した。
	生態系をかく乱する外来種に関する情報を公表し、外来種が広がらないように、市民意識の啓発を図る。	○	環境交通課	HP、広報等で周知を行った。
		○	農林水産課	タイワンリスを2匹捕獲した。アライグマに関する情報の啓発を行った。

35. 開発における環境配慮	自然環境に配慮しながら、宇土市総合計画及び都市計画マスタープランに基づいた総合的かつ計画的な土地の有効利用を図る。	○	都市整備課	都市計画マスタープランに基づいた計画的な土地の有効利用に努めている。
	各種開発に対しては、都市計画法、森林法等の関連法令に基づき、規制や指導・助言等を行うとともに、環境影響評価制度の適切な運用により、自然破壊及び災害の未然防止に努める。	○	都市整備課	人為による災害防止に関する条例に基づき災害等の未然防止に努めている。
36. 自然保護の意識の啓発	自然環境に関する情報を、積極的に収集し、収集した情報を発信するように努める。	○	環境交通課	エコライフ計画、環境基本計画及び広報うとによる啓発を行った。
	環境教育や自然体験、植林活動及び自然環境調査等のイベントの支援、企画・運営を図り、市民及び事業者への自然保護の意識の啓発を推進する。	○	環境交通課	中学生を対象に環境出前講座を1回行った。
		○	農林水産課	各小学校の緑の少年団への活動費補助を行っている。
37. 生物の多様性に配慮した多様な森林形態の確保	市民及び事業者への住吉神社及び雁回山の自然林についての情報提供を促進し、自然林の保護に関する意識の啓発を図る。	×	農林水産課	令和3年度は広報や啓発を行っていない。
	天然林の回復や広葉樹林の育成及び複層林の創出を計画的に進めるように助言し、支援を図る。	×	農林水産課	令和3年度は助言や支援を行っていない。
38. 森林の公益的機能の維持・強化	市民の要望や、山地のバトロール等で判明した対策が必要な箇所については、土石の流出、崩壊等を防止し、国土の保全や災害防止等を含めた森林保護を行うため、復旧治山、予防治山等の治水・治山事業を計画的に推進するとともに、国・県に治山・治水対策を計画的に行うよう要請する。特に点在する土砂流出及び崩壊防備のための保安林の整備と保全を推進する。	○	農林水産課	該当箇所について、定期的にバトロールを行った。

⑨人と自然との触れ合いの確保

具体的目標	個別施策	達成状況	所管課	具体的説明
39. 水と緑のあふれる生活空間の保全と創出	市民が快適に利用できるような都市公園の整備に努める。	○	都市整備課	日常の公園巡回、樹木の剪定等を行うことにより、快適な公園環境の整備・維持に努めている。
	桜、つつじ、野鳥及び池等の特色を有効的に生かした自然公園の整備を促進する。	○	商工観光課	住吉自然公園の駐車場案内看板の設置を行った。
	河岸、海岸などにおける親水空間の整備を推進し、水辺等の美化に努める。	○	農林水産課	有明海クリーンアップ作戦と合わせ各団体の清掃活動に補助を行った。
	緑の拠点（水辺の緑、道路沿道の緑等）整備を推進する。	○	都市整備課	年間清掃業務により、緑地帯の維持、保全を行っている。
		○	農林水産課	緑化推進事業により、植栽を行った際に補助を行った。
40. 緑地の保全及び緑化の推進	公共事業の中で緑化を実施するとともに、市街地における公共用地の緑化及び緑地の保全を促進する。	○	都市整備課	年間清掃業務や花いっぱい運動により、公共用地の緑化及び緑地の保全を行っている。

4.1. 自然とのふれ合いの推進	自然公園、海岸公園及び遊歩道等の自然とのふれ合いの拠点を利用したイベントや施設の整備及び情報提供の充実を図る。	○	商工観光課	令和4年度に立岡自然公園の駐車場整備を行うため実施設計業務を行った。
	農作物の栽培体験や自然とのふれ合いの場を提供するため、農村公園の利用を推進する。	○	農林水産課	広報紙やホームページにおいて市民農園の周知を行った。
	ありのままの農山漁村の風景や自然、文化を楽しみながら歩くフットパスを推進する。	—	商工観光課	コロナウイルスの影響でフットパス等のイベント開催ができなかった。

4. 長期目標「みんなで取り組む資源循環・低炭素のまち」の実現に向けて

⑩低炭素社会の実現に向けた取り組みの推進

具体的目標	個別施策	達成状況	所管課	具体的説明
4.2. 持続可能な農業の推進	良質なたい肥づくりのために、たい肥化センターの充実を図るとともに、生ごみの適正な分別収集の徹底を図る。 生ごみの適正な分別収集の徹底の啓発のために、たい肥の使用を啓発する。	○	農林水産課	JA（宇土健康土づくりセンター）の生産量と販売高の把握。堆肥の流通により市民へも販売されている。
		○	環境交通課	生ごみ受け入れ中止に伴い、31件の生ごみ処理機購入費補助事業を行った。
	減農薬・減化学肥料及び有機肥料による農産物の栽培・販売・消費を支援し、推進する。	○	農林水産課	有機肥料による農作物の栽培等を行う農家に対し、支援を行った。
	地元産の農産物を地元で消費するための拠点整備と充実を図る。	○	農林水産課	宇土市食育推進計画に基づき給食への地場産物の活用などの施策を実施。
	減農薬・減化学肥料及び有機肥料による地元産農産物の消費拠点として、学校給食への普及を図る。	○	農林水産課	地元農産物の推進について給食センターと協議を行った。
	農協が中心で実施している農業廃棄物の回収及び処理を支援し推進する。	○	農林水産課	廃プラ協議会への支援を行った。
4.3. 持続可能な林業の推進	「宇土市森林整備計画」に基づき、計画的な造林・間伐等の適切な森林管理を支援し、推進する。	○	農林水産課	くまもと間伐材利活用推進事業を実施した。
4.4. 持続可能な水産業の推進	稚魚・稚貝の放流、禁漁区・禁漁期間の設定等による計画的な漁業を推進する。	○	農林水産課	うなぎの稚魚、稚エビ、稚貝の放流に対して補助を行った。
	漁業廃棄物（養殖用支柱等）の適正処理に関して助言・指導を図る。	○	農林水産課	海苔支柱等の適正処理に関して指導を実施した。
4.5. 農林水産業の振興の増進	農林水産業の後継者及び新規就業者の育成を支援する。	○	農林水産課	農業・漁業後継者育成補助を行った。

46. 環境保全型産業の推進	リサイクル関連法について、市民及び事業者への普及・啓発を図る。	○	環境交通課	広報での啓発を行った。
	廃棄物の発生抑制や循環利用及び適正処分に配慮した製品の率先した購入を図るとともに、消費者への普及に努める。	○	農林水産課	JAと連携し、廃ビニールの適正処分に努めた。
	バイオマス利活用に関する情報収集及び発信を行い、普及・啓発を図る。	○	環境交通課	BDFキャンペーンを県と一緒に啓発を行った。
		○	農林水産課	情報を収集し広報等で周知している。
47. 省資源・省エネルギーの促進	省資源・省エネルギー型の製品の製造・販売・購入を推進する。	○	環境交通課	環境マネジメントシステム(EMS)により全庁で取り組んでいる。
		○	財政課	全庁的に使用する常用物品の単価契約において、グリーン購入指針に基づき、原則としてグリーン購入法適合商品を選定し、全庁的な省エネ製品の購入に努めている。また、毎月、事務用品一括発注を全庁メールで周知する際、各課で購入する際もグリーン購入法適合商品を選定するよう、啓発を図っている。
	下水処理場の消化ガスや排熱利用、廃棄物焼却の余熱利用について検討及び利用の促進を図る。	○	環境交通課	宇城クリーンセンター建て替えに伴い、発電を主とした余熱利用設備の設置を計画している。
		○	上下水道課	ボイラーの燃料を消化ガスにて賄っている。
48. 地球温暖化対策	「宇土市地球温暖化防止行動計画」に基づき、市関連施設における温室効果ガスの削減目標を達成できるように、省資源・省エネルギー対策を実施するとともに、その結果を公表して、市民及び事業者による温室効果ガスの排出抑制に関する意識の啓発を図る。	○	環境交通課	EMSにおいて全庁で取り組んでおり、その結果を公表している。
	エコカーの導入や公共交通機関の利用を推進し、自動車排出ガスの削減を図る。	○	環境交通課	市民については、エコライフ計画において啓発を行っている。
	温室効果ガスである二酸化炭素の吸収源として、緑の保全や育成活動を推進する。	—	都市整備課	令和3年度は対象となる事業なし。
	家庭向けの再生可能エネルギー、家庭用燃料電池の設置を支援する。	×	環境交通課	平成26年度で太陽光住宅設備への補助金終了。家庭用燃料電池の設置支援は実施していない。太陽熱温水器設置補助事業を行ったが、令和2年度から廃止。
	バイオマスの利活用に関する情報収集及び発信を行い、普及・啓発を図る。	○	農林水産課	情報を収集し広報等で周知している。
49. オゾン層の保護対策	フロン排出抑制法に基づく義務の市民及び事業者への周知に努める。	×	環境交通課	周知できていない。
50. 酸性雨対策	国や熊本県等による酸性雨の調査・研究に関する情報の収集に努める。	○	環境交通課	新聞・テレビ等で発生状況を収集した。
	エコカーの導入や公共交通機関の利用を推進し、自動車排出ガスの削減を図る。	○	環境交通課	市民については、エコライフ計画において啓発を行っている。
	大気汚染に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導を強化することにより、排出される大気汚染物質の削減を図る。	○	環境交通課	県と連携し継続して実施した。

⑪ごみの少ない循環型のまちづくり

具体的目標	個別施策	達成状況	所管課	具体的説明
5 1. ごみの減量化の推進	物品の適量・適正購入及び長期使用の普及・啓発を図る。	○	環境交通課	広報及び環境学習による啓発を行った。
	過剰包装や使い捨て容器の使用自粛及びレジ袋削減推進の啓発を行う。	○	環境交通課	広報及び環境学習による啓発を行った。
5 2. 分別収集の充実と徹底	生ごみの適正な分別収集の徹底や、分別収集品目の増加等の分別収集の徹底を図る。	○	環境交通課	広報及び環境学習による啓発を行った。
	ごみ集積場設置整備に対する補助金制度の普及を図る。	○	環境交通課	地区のごみ集積場設置整備に対し29件の補助を行った。
5 3. リサイクル推進	堆肥化センターで作られる堆肥をはじめとする再生資源・再生品の普及を図る。	○	環境交通課	広報及び環境学習による啓発を行った。
	産業廃棄物の資源再利用に関する事業者への意識の啓発を図る。	×	環境交通課	令和3年度は行っていない。
5 4. ごみの適正処理・処分の徹底	宇城広域連合ごみ処理施設等における中間処理及び最終処分に際しては、関係法令に基づき、ごみの適正な処理・処分の徹底を図る。	○	環境交通課	宇城広域連合にて処理・処分を行った。
	不法投棄物の撤去等を推進する。	○	環境交通課	不法投棄の巡回及び撤去を8回行っている。
	不法投棄やポイ捨てをさせない環境づくりとして、市内全域の清掃活動を推進する。	○	環境交通課	ボランティア清掃の推進を行った。
	不法投棄の監視体制を関係機関、市民、事業者及び民間団体と協力して強化し、違反者に対しては、策定する条例に基づき厳正な処置を行う。	○	環境交通課	他団体と協力関係を構築して監視を行っている。
	ポイ捨て・不法投棄の防止についての呼びかけや広報活動を促進する。	○	環境交通課	広報等による啓発や立て看板の設置を行った。
	下水道終末処理場から発生する汚泥の有効利用を推進する。	○	上下水道課	汚泥を有効利用するため、コンポストを行っている。

2. 用語の解説

用語	解説
BOD	水中の汚濁物質が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量のこと、河川などの汚濁の指標としてよく用いられている。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。
COD	海域や湖沼の汚濁の度合いを示す指標。有機物などの量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量 (mg/l) で表したものの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。
ISO14001	ISO (国際標準化機構) が定めた企業や自治体などの自主的な環境配慮の推進のための国際規格。環境マネジメントシステム「ISO14001」は、環境保全のための計画を作成して実施し、それを点検し、計画通りにできていない場合は是正処置をとる、というサイクルによって継続的な改善を図るシステム
ppm	ppm とは割合を表示する単位。100 万分の 1 を 1ppm と表示する。
pH	溶液中の水素イオンの濃度を表す。溶液 1 l 中の水素イオンのグラム当量数で表す。pH=7 で中性、pH<7 で酸性、pH>7 でアルカリ性である。特殊な例 (温泉など) を除いて河川水等の表流水は中性付近の pH 値を示します。水道用水として望ましい水質は pH6.5 から pH8.5 までの範囲です。
TEQ	ダイオキシン類の濃度を環境基準と比較する際に用いる単位で、ダイオキシン類の化合物のうち、最も毒性の高い 2,3,7,8,-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシンに換算した場合の濃度である。
エコライフ計画	「宇土市環境基本条例」により作成が義務付けられているものであり、環境にやさしい都市づくりを推進するための、市民の生活スタイルの指針となるものである。
オゾン層破壊	スプレーや冷蔵庫、電子部品の洗浄剤などに使われていた CFC (クロロフルオロカーボン。いわゆる「フロン」の一種) などは、大気中でなかなか分解されず、地上 10~50 Km の高層の大気にあるオゾン層に達し、オゾン層を破壊してしまう効果がある。オゾン層は、大気圏の中でオゾン濃度の高い層で、紫外線の遮断や温暖層の形成など成層圏大気循環に様々な役割を果たしている。
温室効果ガス	太陽光により温められ地表から出された赤外線の一部は、大気中に吸収され再び大気中から地表へと放射されるため、地表面はより高い温度となる。 この効果を「温室効果」といい、大気中で赤外線を吸収する気体を「温室効果ガス」と呼ぶ。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等がある。
合併処理浄化槽	し尿と台所や風呂から出る雑排水を合わせて処理する浄化槽。し尿だけを処理する単独処理浄化槽より河川水質へ与える影響は小さくなる。

環境基準	環境基本法第 16 条では、環境基準とは人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であるとされている。これは、行政目標であり、施策の総合的かつ適切な実施により、その確保に努めなければならない。
環境基本計画	「宇土市環境基本計画」は、宇土市の環境面での将来目標である望ましい環境像を定めて、その実現のための長期の目標やより具体的な目標・施策方針等を明らかにしたものである。
漁業集落排水処理施設	農村地域にとっての農業集落排水処理施設に対応した漁村地域のための施設である。農業集落排水処理施設と同様に、漁業用排水の水質保全、公共用水域の水質保全に寄与することを目的として、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理するものである。
光化学オキシダント:O _x ※【光化学スモッグ】	<p>光化学オキシダントは、オゾン (O₃)、パーオキシアセチルナイトレート【PAN】など酸化性物質の総称で、大気中の窒素酸化物 (NO_x) と炭化水素 (HC) から光化学反応により生成します。光化学反応生成物として、このほかにもホルムアルデヒド (HCHO)、アクロレイン (CH₂CHCHO) などの還元性物質や無水硫酸 (SO₃)、二酸化窒素 (NO₂) などがあるが、これらは含みません。</p> <p>光化学スモッグは、特殊な気象条件下で光化学反応生物がエアロゾル (煙霧質) 等を増加させて発生するスモッグ (Smoke+Fog=Smog) のことです。従って、光化学スモッグ中には、光化学オキシダントのみでなく、他の光化学反応生成物も全て含まれることになります。</p>
下水道処理区域	下水道処理区域とは、下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) 第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。下水をまとめて処理することが必要な区域として、公共下水道管理者 (市) が自ら設定するもの。これにより、処理区域内における建築物の所有者に一律に水洗便所への改造義務を課し、下水を一括処理することで、悪臭、ハエ、蚊の発生等を防止し、周辺環境の改善及び保全の実行性を担保することができ、また、下水道事業と清掃事業への二重投資を防止することができる。
地球温暖化	物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素等は、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれている。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地表面の気温が上昇し、21 世紀には 2 度～3 度、地球の平均気温が上がってしまうと予測されている。
窒素酸化物:NO _x	<p>大気中の窒素酸化物には、一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂) の他に亜酸化窒素、無水亜硝酸、四酸化窒素、無水硝酸なども存在します。</p> <p>NO_x は大気中にも、0.006 ppm 程度 (都市部) 存在しますが、ほとんどが物質の燃焼過程から発生しています。</p>

<p>微小粒子状物質：PM2.5</p>	<p>浮遊粒子状物質のうち、粒径が$2.5\mu\text{m}$以下のものをいいます。ディーゼル車などから直接排出される「1次粒子」と、大気中での光化学反応などによって、硫酸化物などのガス成分から作られる「2次粒子」に分類されます。</p>
<p>浮遊粒子状物質：SPM</p>	<p>SPMは、Suspended Particulate Matterで、直訳すると「浮遊している粒子物質」となります。通常、「浮遊粒子状物質」と呼んでいますが、大気環境調査では大気中に浮遊する粉じんのうち、粒径が$10\mu\text{m}$以下の微細な粒子のことを指しています。</p> <p>大気中の浮遊粉じんには、土壌の舞い上がり、海塩粒子、黄砂等自然要因によるもののほか、石油や石炭などの燃焼、土石や鉱物などの機械的処理（破碎、摩砕、選別など）、自動車走行に伴う道路ダストの舞い上がり等人為的要因による発生するものがあります。</p>

3. ダイオキシン類について

(1) ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の低質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準は次のとおりです。

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒を、ろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/l以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類を、ソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1000 pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考		
1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250 pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

(2) ダイオキシン類の構造

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーPCB (Co-PCB) を含めて「ダイオキシン類」と定義されています。

ダイオキシン類は、炭素と酸素で構成される骨格のどこに何個の塩素が付くかで異なる物質となり、PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類の仲間があります。毒性があるとみなされているのはこれらのうち29種類です。

(3) ダイオキシン類の濃度単位

それぞれの種類で毒性の強さが異なっているため、ダイオキシン類としての全体の毒性を評価するためには、毒性の強さを合計した値で人間に与える影響を考える必要があります。

そこで、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、他のダイオキシン類の同族体の毒性を換算した係数が用いられています。これを毒性等価係数といい、その係数を用いてダイオキシン類の同族体29種類の毒性を足し合わせた値をもってダイオキシン類としての毒性とされています。

ダイオキシンの濃度は、全てTEQで表現しています。